

地域配分(B配分) 申請施設・団体を募集します

※申請締切:令和7年9月30日

◆じぶんのまちをよくするしくみ◆

地域配分(B配分)は、地域で集められた寄附金の一定割合をその地域に還元し活かす取り組みです。

配分を希望する施設・団体は所定の申請書をご提出ください。

- ◎配分申請額 30万円以内（総事業費の75%以内）
- ◎対象施設等 児童館、保育施設、障がい児・者の地域生活支援及び就労支援を行う施設・団体 など
（会社法人が経営、学校法人・特殊法人が運営する施設は除く。事業開始から1年以上経過。）
- ◎対象事業 令和8年度に実施する以下の事業
備品の購入、小規模修理、研修・訓練・交流事業等

☆令和6年度申請(7年度使用)の例

「保育所」

テーブル・椅子・おさんぽ車・扇風機・害虫駆除機等の購入、床の張り替え

「就労継続支援事業所」「地域活動支援センター」

社会生活訓練事業、日帰り行事、研修

「グループホーム」

洗濯機・冷蔵庫・エアコンの購入、社会適応訓練

「放課後等デイサービス」

親子交流事業、季節行事体験事業

- ◎申請書類 本会ホームページよりダウンロードいただけます

<問合せ・申込先>

大田区社会福祉協議会 庶務・計画担当

（東京都共同募金会大田地区配分推せん委員会 事務局）

大田区西蒲田7-49-2 6階

電話:03-3736-2021 E-mail:syomu@ota-shakyo.jp

<https://www.ota-shakyo.jp/> 申請に関するページはこちらから ⇒



．．．参考．．．

共同募金の配分には
全都配分（A配分）と地域配分（B配分）があります。

全都配分(A 配分)

- ・東京都共同募金会が受付を行う
- ・施設等の大規模な整備や事業で、配分申請額が概ね 30 万円を超えるものが対象（自動車や園庭遊具の購入等）
- ・毎年続けての申請不可

地域配分(B 配分)

- ・社会福祉協議会が受付を行う(大田区の場合)
 - ・備品購入、小規模修理、研修事業等で申請金額が 30 万円以内のものが対象
 - ・毎年続けての申請可能
- ※申請した翌年度に配分されます